

メンテにゆ〜す

発行：国土交通省近畿道路メンテナンスセンター、R3.6版

○トンネルの点検について

道路施設の大きな構造物の1つにトンネルがあります。メンテナンスの一環として定期的に点検を行い、損傷状況を把握しています。点検結果は、管理や補修の方針を決める基礎資料となります。

●過去の経緯と点検の頻度

道路トンネルの維持管理は平成5年に道路協会から発刊された『道路トンネル維持管理便覧』に沿って実施されてきました。覆工コンクリートの材質劣化等が進行する中で、コンクリート片のはく落等による利用者被害を未然に防ぐための円滑な対応が求められるようになってきたことから、徒歩目視を主体とした覆工コンクリートの点検方法では十分と言えない状況となってきました。

このような理由から、トンネル定期点検は、平成14年度に『道路トンネル定期点検要領（案）』が作成され、近接目視、打音検査及び叩き落しを主体とした定期点検の方法、内容が補完されました。

平成26年度からは、道路法および道路法施行規則の改正に伴い、『道路トンネル定期点検要領』が改訂され、新たに建設したトンネルは建設後（覆工コンクリート施工後）1～2年以内、以降は5年以内に1回を原則として、点検を行っています。平成26年度からは、覆工・坑門と同時に照明等などの附属物の取り付け状態を確認することとなりました。

これを「定期点検」といいます。

●健全性は4段階評価

点検の結果を基に、総合的な評価としてトンネルごとに、「健全性」を診断します。この結果を参考に、維持管理の方針を決定します。



区分		定義
I	健全	道路トンネルの機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路トンネルの機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

目安として、I判定・・・当面補修の必要はありません。

II判定・・・損傷が大きくなる前に補修しましょう。

III判定・・・次の定期点検（5年後）までに補修しましょう。

IV判定・・・すぐに補修を行うか、通行止めを行う。

と、なります。

【トンネル点検車による点検状況】

○点検の方法は？

定期点検は、原則、近接して損傷状況の目視（チョーキング）、損傷箇所の打音検査、打音異常がある箇所では叩き落しを実施するため、トンネル点検車を用いて行います。

片側交互通行や車線規制などで実施するため、トンネル点検車を2台活用し、規制時間を短縮する工夫も行っています。最近では、自走式測定車で取得した画像で変状を確認する点検方法などの新技術も積極的に取り入れています。



【近接目視・打音検査状況】



●どのくらいの数点を点検しているの？

国土交通省近畿地方整備局が管理するトンネルは約200本あり、年間40本程度の定期点検を行っています。近畿道路メンテナンスセンターでは、約200本全ての点検業務を担当しており、点検結果は各々の管理事務所に周知しています。

～終わり～